

## 日本協同組合学会会員情報ならびに会員名簿の取扱い等に関する内規

制定 2019 年 5 月 24 日

1. この内規は、会則 3 条 7 号で作成する会員名簿を 2018 年 5 月以降において会員に配布しないこととした経緯を踏まえ、会員情報の管理と提供に関することを定める。
2. 会員情報とは、本会の会員管理台帳（以下、管理台帳）に登録されている会員個々に関する以下の項目を指す。
  - (1) ID
  - (2) 個人番号
  - (3) 氏名（カナ付）
  - (4) 自宅（郵便番号、都道府県、住所 1、住所 2、電話、Fax）
  - (5) 所属（所属機関 1、所属機関 2、都道府県、住所 1、住所 2、電話、Fax、研究分野、E メール、E メール 2）
3. 会員名簿とは、管理台帳の項目を一覧性のある書式に展開したものとし、原則非公開とするが、会務の性質上名簿との照合若しくは参照が必要となる、編集委員会ならびに各ブロックの役員推薦委員会に対して、その必要に応じて事務局より提供する。
4. 会員の研究活動ならびに相互の交流に資するため、会員情報のうち氏名、都道府県、所属機関、研究分野、E メールを一覧性のある書式（以下、限定会員情報という）として毎年 8 月末に更新し、会員に対して提供する。なお、限定会員情報の開示を望まない会員は、事前に事務局に通知する。
5. 会員が研究活動等において前項で提供されている限定会員情報以上に他の会員の会員情報を必要とする場合は、その理由と必要とする会員名と情報項目を明らかにした書面により 1 回につき 5 名位以内で事務局に請求する。なお、他の会員からの請求に基づく会員情報の開示を望まない会員は、事前に事務局に通知する。
6. 4. 項ならびに 5. 項後段のなお書きにある非開示を解除する場合は、書面で事務局に通知する。
7. 3. 項ならびに 5. 項で提供された会員情報については、当該委員会や請求した会員の責任で個人情報として適切に管理・廃棄する。
8. この内規の改廃は理事会の決議による。